

議会基本条例策定委員会設置に関する決議

次のとおり、議会基本条例策定委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会基本条例策定委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び豊後大野市議会委員会条例第 6 条
3. 目 的 豊後大野市議会基本条例を制定するため調査、研究を行うもの
4. 委員の定数 6 人
5. 調査の期間 特別委員会設置の日から調査終了まで